奈良県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の区域

を次のとおり変更し、供用を開始する。

ら一月間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の 日か

令和七年三月二十一日

奈良県知事 Щ 下 真

道路の種類 般国道

六八号

三 道路の 区域

F)	- 古芝市上中七八三番三一八番一先から	香芝市北今市七丁目三	区間
後		前	の 前後別
七六・七	三九・七	七・1:1	敷地の幅員
五〇二・〇		五〇二・〇	メートル
			備考

兀 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和七年三月二十四日